

3. 児童虐待防止等のための
学校、教育委員会等にお
ける的確な対応について

「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（通知） のポイント

1 通知の趣旨

学校、教育委員会等における児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携等を図る上での留意点等についてまとめ、各都道府県教育委員会等に対して通知するもの。

2 学校等における対応

(1) 児童虐待の早期発見

健康状態の日常的な観察や健康診断における、幼児児童生徒の心身の状況把握や児童虐待の早期発見に努めること。

※ 健康診断（身体測定、内科検診、歯科検診）は、児童虐待を早期に発見しやすい機会であることに留意。

(2) 児童虐待への早期対応

児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、早期対応の観点から通告を行う。

(3) 通告後の関係機関との連携

「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」に基づいて、児童虐待防止のため、幼児児童生徒の出欠状況等の定期的な情報提供の適切な運用に努めるとともに、新たな虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、適宜適切に情報提供又は通告をすること。

3 教育委員会等の責務

(1) 関係機関との連携強化

教育委員会、児童相談所等が、必要に応じて相互の会議に出席、協力するなどして、日常的な連携の強化を図ること。

(2) 教職員研修の充実

教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」（文部科学省作成、H21. 5配布）の適切な活用、「子どもの虹情報研修センター」における教職員を対象とした研修の活用などによって教職員研修の充実を図ること。

(3) 調査研究及び検証

地方公共団体が行う、重大な被害を受けた児童虐待事例等の検証への参加・協力。児童虐待防止のための調査研究を実施すること。

4 要保護児童対策地域協議会への参画

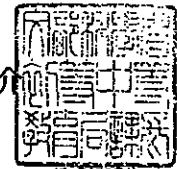
学校、教育委員会は、要保護児童対策地域協議会に積極的に参画するなどして、関係機関との一層の連携・協力を図り、児童虐待の防止等に努めること。



22初児生第65号
平成23年3月4日

各都道府県教育委員会担当課長
各指定都市教育委員会担当課長 殿
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
磯谷 桂介



(前影印刷)

児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応
に関する状況調査結果について（通知）

標記の調査について、この度、調査結果を別添のとおりとりまとめましたので、送付します。

児童虐待の防止等については、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（平成22年3月24日付け21文科初第777号文部科学大臣政務官通知）等において、児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携を図る上での留意点等について周知し、適切な対応をお願いしてきたところです。別添の調査結果では、児童虐待の防止等に関する内容を盛り込んだ教職員に対する研修の充実などについて、一層の取組が求められる状況が見られました。

については、各教育委員会等におかれましては、下記の事項に御留意の上、教育委員会における児童虐待の防止等のための取組の充実に努めるとともに、所管の学校又は域内の市区町村教育委員会等に対し、児童虐待の防止等のための取組がより一層適切に推進されるよう御指導をお願いします。

記

1 関係機関との連携の強化について

学校、教育委員会における児童虐待の防止等のためには、関係機関との連携が重要であることから、学校、教育委員会等は積極的に児童相談所や自治体福祉部局等が主催する会議へ参加したり、要保護児童対策地域協議会へ参画したりするとともに、児童虐待の防止や早期発見・早期対応のための必要な情報交換や知識の醸成などに努め、実質的な連携を図られたい。

2 教職員に対する研修について

学校の教職員が児童虐待の防止、早期発見・早期対応及び児童虐待を受けた児童生徒の支援等に適切に対応できるようにするため、教育委員会等は、法定研修や管理職、生徒指導担当教員に対する研修に児童虐待の防止等に関する内容を必ず盛り込む、所管の学校に対して児童虐待の防止等に関する校内研修の積極的な実施等を促す、児童虐待の防止等についての教職員用研修教材の活用を図るなどして、すべての教職員に児童虐待の防止等への適切な対応に必要な知識等を周知するよう必要な研修の充実を図られたい。

(本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局

児童生徒課生徒指導第一係

電話番号 03-5253-4111 (内線 3299)

03-6734-3299 (直通)

e-mail s-sidou@mext.go.jp

児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応 に関する状況調査結果概要

平成23年3月
児童生徒課

1 調査の趣旨

「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（平成22年3月24日付け21文科初第777号文部科学大臣政務官通知）に基づく、児童虐待防止等のための教育委員会等の取組状況を把握するため本調査を実施した。

※調査対象期間：平成22年3月24日から平成23年3月31日まで（同期間内の予定含む。）

2 調査結果

(1) 関係機関との連携状況

① 要保護児童対策地域協議会への出席状況

- ・指定都市教育委員会：16か所（88.9%）
- ・市区町村（指定都市を除く。以下同じ。）教育委員会：1,193か所（75.0%）

注）カッコ内の割合は、平成22年4月1日現在、指定都市・市区町村教育委員会が構成員となっている要保護児童対策地域協議会数をもとに、指定都市教育委員会は18市、市区町村教育委員会は1,591市区町村で除して算出したもの。

なお、指定都市・市区町村教育委員会が出席していない要保護児童対策地域協議会の中には、学校に在籍していない子どものケースを扱っている場合、学校の担当者が出席している場合なども含まれる。

② 自治体福祉部局主催の会議・研修への出席状況

- ・都道府県教育委員会：40か所（85.1%）
- ・指定都市教育委員会：13か所（68.4%）
- ・市区町村教育委員会：1,161か所（63.8%）

注）カッコ内の割合は、都道府県・指定都市・市区町村教育委員会の総数で除して算出しているが、総数には自治体福祉部局主催の会議・研修を実施していない自治体も含まれる。

(2) 教職員に対する児童虐待防止等に関する内容を盛り込んだ研修の実施状況

<法定研修（初任者研修・10年経験者研修）>

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
都道府県教育委員会	34 72.3%	33 70.2%	31 66.0%	34 72.3%
指定都市教育委員会	15 78.9%	15 78.9%	9 47.4%	11 57.9%

注）下段の割合は、都道府県・指定都市教育委員会数の総数で除して算出したもの。

<校長研修>

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
都道府県教育委員会	26 59.1%	25 56.8%	18 40.9%	20 45.5%
指定都市教育委員会	14 100.0%	13 100.0%	11 100.0%	12 100.0%

注）下段の割合は、平成21年度を対象に別途調査して把握した校長研修の実施自治体数で除して算出したもの。したがって、校長研修を実施した自治体数と、児童虐待の防止等に関する内容を盛り込んで研修を実施した自治体数とが必ずしも整合しないことから、割合が100%を越える場合は、100%として表示した。

<生徒指導担当教員に対する研修>

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
都道府県教育委員会	29 82.9%	31 79.5%	26 65.0%	27 79.4%
指定都市教育委員会	12 85.7%	13 86.7%	6 60.0%	9 100.0%

注）下段の割合は、平成22年度を対象に別途調査して把握した生徒指導担当教員に対する研修の実施自治体数で除して算出したもの。したがって、生徒指導担当教員に対する研修を実施した自治体数と、児童虐待の防止等に関する内容を盛り込んで研修を実施した自治体数とが必ずしも整合しないことから、割合が100%を越える場合は、100%として表示した。

児童虐待防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応に関する状況調査結果について

文部科学省児童生徒課

〈調査結果概要〉

調査1 児童相談所等関係機関との連携の状況

貴機関は、a.～e.に掲げる、児童虐待防止等に関する会議又は研修に参加し（H22.3.24～H22.11.30）、または参加する予定がありますか（H22.12.1～H23.3.31）。

また、貴機関は、f.に掲げる、児童虐待防止等に関する会議又は研修を主催し（H22.3.24～H22.11.30）、または主催する予定がありますか（H22.12.1～H23.3.31）。

会議又は研修	都道府県教委		指定都市教委		市区町村教委		私立学校主管課		国立大学法人	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
a. 要保護児童対策地域協議会	25	—	16	88.9%	1,193	75.0%	2	—	4	—
b. 児童相談所主催の会議・研修	15	31.9%	13	68.4%	669	36.8%	1	2.1%	11	19.6%
c. 自治体福祉部局主催の会議・研修	40	85.1%	13	68.4%	1,161	63.8%	12	25.5%	8	14.3%
d. 貴機関以外の教育委員会主催の会議・研修	11	23.4%	8	42.1%	526	28.9%	6	12.8%	14	25.0%
e. その他の機関が主催した会議・研修	18	38.3%	10	52.6%	439	24.1%	10	21.3%	10	17.9%
f. 貴機関主催の会議・研修	33	70.2%	14	73.7%	514	28.3%	4	8.5%	8	14.3%

注1) a については、平成22年4月1日現在、市区町村教育委員会が構成員となっている要保護児童対策地域協議会数をもとに、指定都市委員会は18市、市区町村教育委員会は1,591市区町村で除して割合を算出した。なお、指定都市・市区町村教育委員会が出席していない要保護児童対策地域協議会の中には、学校に在籍していない子どものケースを扱っている場合、学校の担当者が出席している場合なども含まれる。

注2) b から f については、都道府県・市区町村教育委員会等の総数で除して割合を出しているが、総数には b から f の会議・研修が実施していない自治体も含まれる。

調査2 教職員に対する研修の状況

1. 教員及び養護教諭を対象とする研修

(1) a.～i.に掲げる研修において、児童虐待の防止等に関する内容を盛り込んで実施し（H22.3.24～H22.11.30）、または実施する予定がありますか（H22.12.1～H23.3.31）。

また、j.に掲げる児童虐待の防止等に関する内容を盛り込んだ研修に参加し（H22.3.24～H22.11.30）、または参加する予定がありますか（H22.12.1～H23.3.31）。

研修		都道府県教委		指定都市教委		市区町村教委		私立学校主管課		国立大学法人	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
初任者研修・10年経験者研修	小学校	34	72.3%	15	78.9%	—	—	—	—	—	—
	中学校	33	70.2%	15	78.9%	—	—	—	—	—	—
	高等学校	31	66.0%	9	47.4%	—	—	—	—	—	—
	特別支援学校	34	72.3%	11	57.9%	—	—	—	—	—	—
a. 初任者研修	小学校	29	61.7%	14	73.7%	345	19.0%	1	2.1%	4	7.1%
	中学校	29	61.7%	14	73.7%	329	18.1%	1	2.1%	4	7.1%
	高等学校	28	59.6%	9	47.4%	7	0.4%	1	2.1%	3	5.4%
	特別支援学校	30	63.8%	11	57.9%	12	0.7%	1	2.1%	1	1.8%
b. 10年経験者研修	小学校	29	61.7%	10	52.6%	143	7.9%	0	0.0%	6	10.7%
	中学校	29	61.7%	10	52.6%	133	7.3%	0	0.0%	5	8.9%
	高等学校	26	55.3%	8	42.1%	5	0.3%	0	0.0%	3	5.4%
	特別支援学校	26	55.3%	8	42.1%	5	0.3%	0	0.0%	3	5.4%
生徒指導担当教員に対する研修	小学校	29	82.9%	12	85.7%	—	—	—	—	—	—
	中学校	31	79.5%	13	86.7%	—	—	—	—	—	—
	高等学校	26	65.0%	6	60.0%	—	—	—	—	—	—
	特別支援学校	27	79.4%	9	100.0%	—	—	—	—	—	—
c. 悉皆	小学校	15	—	10	—	588	32.3%	0	0.0%	4	7.1%
	中学校	16	—	12	—	607	33.4%	1	2.1%	7	12.5%
	高等学校	16	—	5	—	15	0.8%	2	4.3%	2	3.6%
	特別支援学校	15	—	8	—	22	1.2%	0	0.0%	4	7.1%
d. 悉皆でないもの	小学校	23	—	6	—	207	11.4%	0	0.0%	4	7.1%
	中学校	24	—	7	—	204	11.2%	1	2.1%	6	10.7%
	高等学校	16	—	4	—	6	0.3%	1	2.1%	1	1.8%
	特別支援学校	21	—	6	—	10	0.5%	0	0.0%	2	3.6%
教頭研修	小学校	23	53.5%	11	64.7%	—	—	—	—	—	—
	中学校	23	53.5%	10	58.8%	—	—	—	—	—	—
	高等学校	17	39.5%	10	83.3%	—	—	—	—	—	—
	特別支援学校	18	41.9%	11	78.6%	—	—	—	—	—	—
e. 悉皆	小学校	15	—	10	—	561	30.8%	1	2.1%	2	3.6%
	中学校	16	—	9	—	555	30.5%	1	2.1%	3	5.4%
	高等学校	12	—	9	—	27	1.5%	1	2.1%	1	1.8%
	特別支援学校	13	—	10	—	13	0.7%	1	2.1%	3	5.4%
f. 悉皆でないもの	小学校	15	—	3	—	112	6.2%	0	0.0%	1	1.8%
	中学校	14	—	3	—	113	6.2%	0	0.0%	2	3.6%
	高等学校	10	—	3	—	1	0.1%	0	0.0%	1	1.8%
	特別支援学校	11	—	3	—	2	0.1%	0	0.0%	2	3.6%

研修	都道府県教委		指定都市教委		市区町村教委		私立学校主管課		国立大学法人		
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	
校長研修	小学校	26	59.1%	14	100.0%	—	—	—	—	—	
	中学校	25	56.8%	13	100.0%	—	—	—	—	—	
	高等学校	18	40.9%	11	100.0%	—	—	—	—	—	
	特別支援学校	20	45.5%	12	100.0%	—	—	—	—	—	
g 悉皆	小学校	18	—	11	—	672	36.9%	0	0.0%	3	5.4%
	中学校	19	—	10	—	664	36.5%	1	2.1%	4	7.1%
	高等学校	14	—	8	—	34	1.9%	1	2.1%	1	1.8%
	特別支援学校	17	—	9	—	18	1.0%	0	0.0%	4	7.1%
h 悉皆でないもの	小学校	13	—	4	—	121	6.7%	0	0.0%	0	0.0%
	中学校	13	—	4	—	123	6.8%	0	0.0%	3	5.4%
	高等学校	8	—	4	—	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%
	特別支援学校	11	—	4	—	1	0.1%	0	0.0%	2	3.6%
i a～hを除く研修	小学校	37	78.7%	15	78.9%	364	20.0%	3	6.4%	5	8.9%
	中学校	35	74.5%	15	78.9%	342	18.8%	3	6.4%	1	1.8%
	高等学校	26	55.3%	10	52.6%	14	0.8%	3	6.4%	0	0.0%
	特別支援学校	30	63.8%	11	57.9%	18	1.0%	1	2.1%	2	3.6%
j 他機関が主催する研修	小学校	17	36.2%	9	47.4%	419	23.0%	5	10.6%	8	14.3%
	中学校	17	36.2%	9	47.4%	404	22.2%	7	14.9%	11	19.6%
	高等学校	11	23.4%	8	42.1%	7	0.4%	10	21.3%	3	5.4%
	特別支援学校	9	19.1%	7	36.8%	9	0.5%	0	0.0%	5	8.9%

注1) 都道府県・指定都市教育委員会における「生徒指導担当教員に対する研修」については、平成22年度を対象に別途調査して把握した各研修の実施自治体数で割合を算出した。また、都道府県・指定都市教育委員会における「教頭研修」及び「校長研修」については、平成21年度を対象に別途調査して把握した各研修の実施自治体数で割合を算出した。

したがって、各研修を実施した自治体数と、児童虐待の防止等に関する内容を盛り込んで研修を実施した自治体数とが必ずしも整合しないことから、割合が100%を越える場合は、100%として表示した。

注2) 「生徒指導担当教員に対する研修」、「教頭研修」及び「校長研修」（都道府県・指定都市教育委員会が実施するものに限る。）以外については、都道府県・市区町村教育委員会等の総数で割合を算出しているが、都道府県・指定都市教育委員会における初任者研修及び10年経業者研修以外は、研修を実施していない機関数も含まれる。

(2) 小・中・高等・特別支援学校の教員及び養護教諭を対象とする研修を実施する際、平成21年5月に文部科学省から配付した研修教材「児童虐待防止と学校」を活用し（H22.3.24～H22.11.30）、または活用する予定がありますか（H22.12.1～H23.3.31）。

研修	都道府県教委		指定都市教委		市区町村教委		私立学校主管課		国立大学法人	
	研修数	研修数	研修数	研修数	研修数	研修数	研修数	研修数		
初任者研修	14	0	159	0	3	6				
10年経業者研修	8	0	56	0	8	6				
生徒指導担当教員に対する研修	34	0	372	0	5	8				
教頭研修	34	4	349	0	5	5				
校長研修	34	0	336	0	5	5				
上記以外の研修	27	8	140	0	3	3				

2. 教育機関と児童相談所の職員合同研修

平成22年度、子どもの虹情報研修センターで開催された「教育機関と児童相談所の職員合同研修」を、貴機関の職員及び所管の学校の教職員が活用しましたか。

また、平成23年度、子どもの虹情報研修センターで「教育機関と児童相談所の職員合同研修」が開催された場合に、貴機関の職員及び所管の学校の教職員が活用する予定ですか。

	都道府県教委		指定都市教委		市区町村教委		私立学校主管課		国立大学法人	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
平成22年度	3	6.4%	1	5.3%	18	1.0%	0	0.0%	1	1.8%
平成23年度（予定）	10	21.3%	5	26.3%	125	6.9%	1	2.1%	4	7.1%

注) 割合は、都道府県・市区町村教育委員会等の総数で除して算出した。

調査3 児童虐待防止等のための調査研究・検証の状況

貴機関は、地方公共団体が行う、児童虐待事例等の検証に参加又は協力し（H22.3.24～H22.11.30）、または参加又は協力する予定がありますか（H22.12.1～H23.3.31）。

また、貴機関は、児童虐待防止等のため、調査研究を行い（H22.3.24～H22.11.30）、または行う予定がありますか（H22.12.1～H23.3.31）。

	都道府県教委		指定都市教委		市区町村教委		私立学校主管課		国立大学法人	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
児童虐待事例等の検証への参加又は協力	25	53.2%	11	57.9%	1,055	58.0%	7	14.9%	11	19.6%
児童虐待防止等のための調査研究の実施	15	31.9%	5	26.3%	457	25.1%	0	0.0%	11	19.6%

注1) 「児童虐待事例等の検証」とは、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づき行われる児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例等の検証をいう。

注2) 割合は、都道府県・市区町村教育委員会等の総数で除して算出した。なお、「児童虐待事例等の検証」を実施した自治体数は未把握であり、すべての自治体において検証が行われたかについては不明。

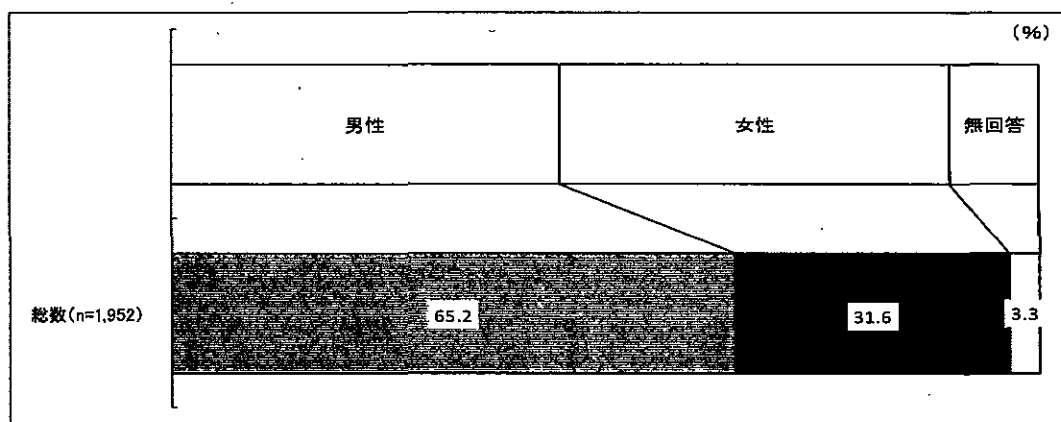
3 小・中学校担当者調査

(1) 回答者の属性等

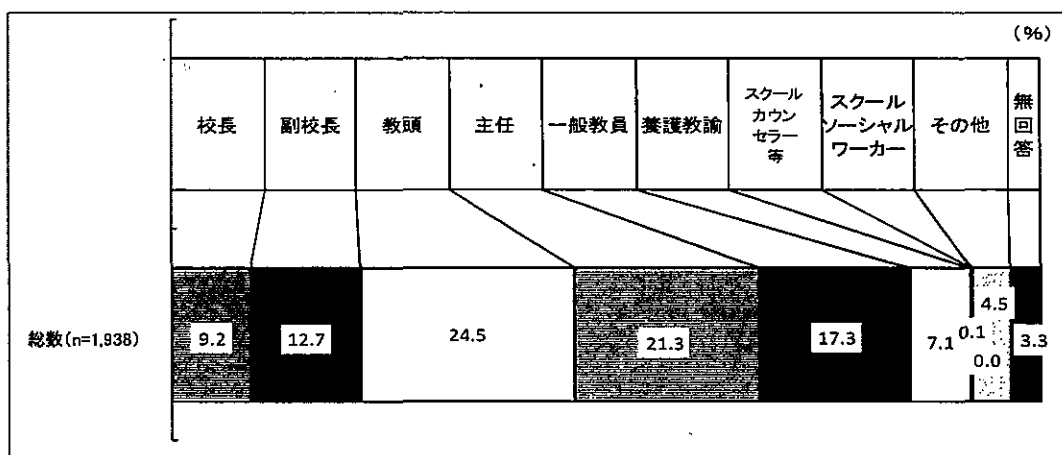
ア 調査対象とした小・中学校担当者からの回答状況(所在市等別)

	人	(%)		人	(%)		人	(%)
札幌市	134	6.9	岐阜市	28	1.4	高松市	34	1.7
青森市	31	1.6	名古屋市	170	8.7	高知市	26	1.3
仙台市	79	4.0	津市	36	1.8	福岡市	67	3.4
福島市	30	1.5	京都市	83	4.3	佐賀市	26	1.3
宇都宮市	36	1.8	大阪市	161	8.2	熊本市	57	2.9
さいたま市	71	3.6	和歌山市	31	1.6	那覇市	22	1.1
東京都	426	21.8	松江市	18	0.9	無回答	4	0.2
横浜市	201	10.3	広島市	92	4.7	計	1,952	-
金沢市	29	1.5	山口市	21	1.1			
甲府市	17	0.9	徳島市	22	1.1			

イ 性別

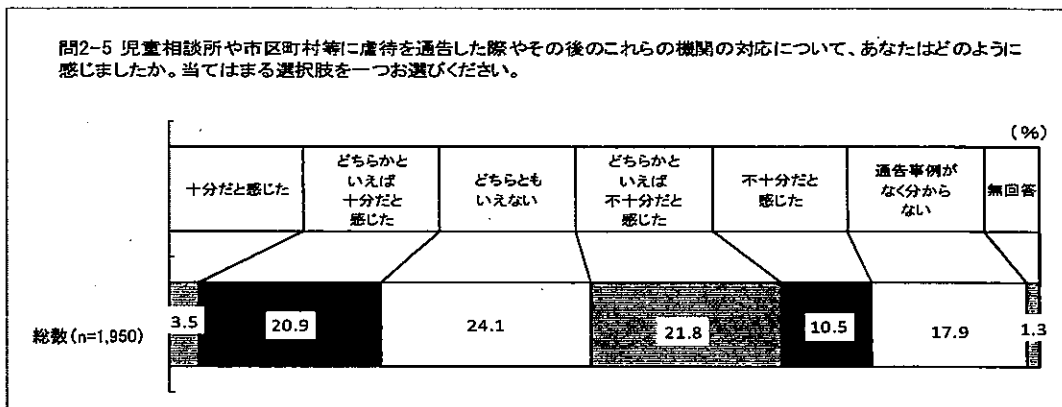


ウ 職位



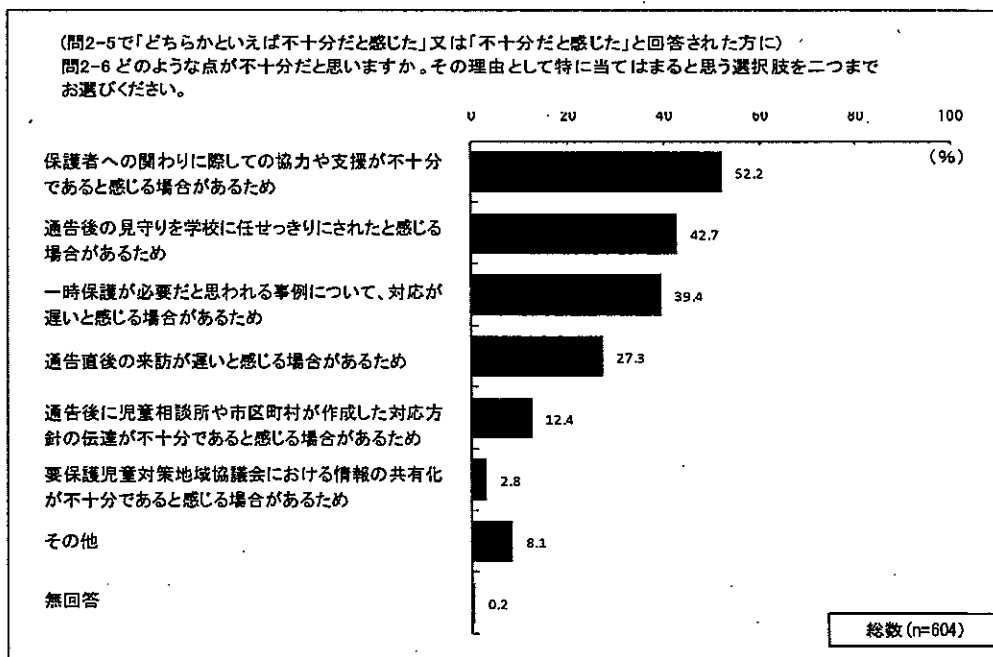
(オ) 問2-5 児童相談所等に通告した際の対応

小・中学校担当者に、児童相談所や市区町村等に虐待を通告した際やその後のこれらの機関の対応についてどのように感じたか尋ねると、「不十分だと感じた」及び「どちらかといえば不十分だと感じた」が合わせて32.3%と最も多く、次いで「十分だと感じた」及び「どちらかといえば十分だと感じた」が合わせて24.4%、「どちらともいえない」が24.1%等となっている。



(カ) 問2-6 児童相談所等の対応が不十分だと感じた理由 (複数回答)

児童相談所や市区町村等に通告した際やその後のこれらの機関の対応について、不十分だと感じた又はどちらかといえば不十分だと感じたと回答した担当者に、どのような点が不十分だと思うか尋ねると、「保護者への関わりに際しての協力や支援が不十分であると感じる場合があるため」が52.2%と最も多く、次いで「通告後の見守りを学校に任せっきりにされたと感じる場合があるため」が42.7%、「一時保護が必要だと思われる事例について、対応が遅いと感じる場合があるため」が39.4%等となっている。

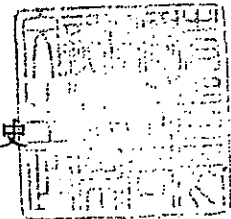




23文科生第722号
23文科初第1448号
平成24年1月30日

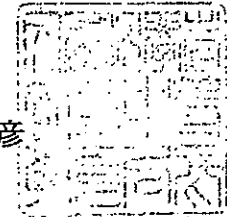
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長 殿
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省生涯学習政策局長 合 田 隆 史



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長 布 村 幸 彦



(印影印刷)

児童虐待の防止等に関する政策評価の結果及び勧告について（通知）

児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等における的確な対応については、これまでも、各種通知等においてお願いしてきたところです。

しかしながら、総務省による児童虐待の防止等に関する政策評価の結果、虐待対応件数が毎年度増加し続けていること、小・中学校において、児童虐待のおそれを認識したが通告するかどうか迷った結果通告しなかった事例や、児童虐待のおそれを認識してから通告までに1か月以上を要した事例がみられたことから、本年1月20日に総務大臣から文部科学大臣に対し、児童虐待の発生予防及び早期発見に係る取組の推進について、別添のとおり勧告がなされました。

貴職におかれては、政策評価の結果等を踏まえ、所管の学校又は域内の市区町村教育委員会に対し、児童虐待の早期発見に努め、児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、速やかな通告をすること等、児童虐待の防止及び早期発見・早期対応の取組について一層の周知徹底を図られますようお願いいたします。

なお、今後、今般の勧告を踏まえ、通告の取組状況等を調査することを予定しておりますので申し添えます。

(本件連絡先)

文部科学省

生涯学習政策局男女共同参画学習課家庭教育企画係

電話番号 03-5253-4111 (内線 3073) 03-6734-3073 (直通)

e-mail danjokat@mext.go.jp

初等中等教育局児童生徒課生徒指導第一係

電話番号 03-5253-4111 (内線 3299) 03-6734-3299 (直通)

e-mail s-sidou1@mext.go.jp

『児童虐待の防止等に関する政策評価書 平成24年1月 総務省』抜粋

(全文：総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html)

第4 評価の結果及び勧告

1 評価の結果

ii) 早期発見

保育所からの通告件数は平成19年度5,440件から21年度6,115件に、学校からの通告件数も19年度1万2,102件から21年度1万3,244件にいずれも増加している。しかし、保育所や学校には早期発見の努力義務があり、児童虐待のおそれを発見したときは通告義務があるにもかかわらず、速やかな通告がなされたものは、調査した17保育所25事例のうち22事例(88.0%、16保育所)及び42小・中学校75事例のうち68事例(90.7%、40小・中学校)にとどまっている。

また、一部の保育所や小・中学校において、児童虐待のおそれを認識したが通告しなかったもの(5保育所8事例、6小・中学校15事例)もみられた。

以上のとおり、児童虐待の防止等に関する政策については、

- ①虐待対応件数は増加の一途であること
- ②虐待死亡児童数は減少していないこと
- ③各施策における効果の発現状況をも、早期対応から保護・支援については一定の効果

がみられたものの、残りの施策についてはいずれも不十分なものとなっていることから、政策全体としての効果の発現は不十分であると考えられ、以下のような問題・課題の解消が必要となっている。

(1) 児童虐待の発生予防に係る取組状況

虐待対応件数が毎年度増加し続けていることについては、児童虐待自体が増加しているという側面と、潜在していたものが顕在化している側面が考えられるが、児童虐待の発生を予防できているかという観点で虐待対応件数の増加について考えた場合、潜在していた児童虐待が顕在化しているという側面についても、児童虐待自体が発生しているということに変わりはなく、更なる発生予防対策が必要であると考えられる。

(2) 児童虐待の早期発見に係る取組状況

ア 関係機関における早期発見に係る取組

調査した17保育所及び42小・中学校で児童虐待のおそれを認識したが通告するかどうか判断に迷った結果通告しなかったものが5保育所において8事例、6小・中学校において15事例みられた。また、平成19年度から21年度までに、調査した17保育所が通告した47件のうち、詳細を把握した25事例中、速やかな通告がなされていると考えられるものは22事例(88.0%、16保育所)、調査した42小・中学校が通告した209件のうち、詳細を把握した75事例中、速やかな通告がなされていると考えられるものは68事例(90.7%、40小・中学校)にとどまっており、保育所の残る3事例(12.0%、3保育所)、小・中学校の残る7事例(9.3%、6小・中学校)は、児童虐待のおそれを認識してから通告までに長期間(1か月以上)を要しているものであった。

児童虐待のおそれを認識したが通告するかどうか判断に迷った結果通告しなかった理由及

び通告までに長期間を要した理由として、保育所及び小・中学校は、児童虐待の確証が得られなかったこと等を挙げている。

当省の政策評価の途上で、文部科学省は、平成 22 年 8 月、都道府県教育委員会等に対し、児童虐待のおそれを発見した場合には、その確証がないときであっても速やかに通告しなければならないことについて、改めて学校等への周知を要請している。しかし、同省は、小・中学校におけるその後の速やかな通告の実施状況については、点検・確認を行っていない。

2 勧告

関係省は、児童虐待の防止等に関する政策を効果的に推進する観点から、当省の意識等調査結果も参考にしつつ、次の措置を講ずる必要がある。

(1) 児童虐待の発生予防に係る取組の推進

- ② 児童虐待の発生予防について、更なる効果的な取組を検討すること。(文部科学省及び厚生労働省)

(2) 児童虐待の早期発見に係る取組の推進

ア 保育所及び小・中学校における取組の推進

- ② 平成 22 年 8 月に発出した課長通知を踏まえた小・中学校における児童虐待の通告の実施状況を把握し、その結果、速やかな通告の徹底が必要な場合には、その原因を分析した上で、速やかな通告の徹底方策を検討すること。(文部科学省)